

**高等学校用教科書採択の公正確保のための緊急調査を  
踏まえた事実関係の確認等について**

**平成28年8月24日  
千葉県教育委員会**

# 目次

- 1. はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2. 調査結果の全体像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3. 該当校の「教材等の無償供与」に係る事実関係の詳細・・・・ 4
- 4. 調査結果の総括とそれを踏まえた県教育委員会の対応・・・・ 9

# 高等学校用教科書採択の公正確保のための緊急調査を 踏まえた事実関係の確認等について

平成28年8月24日  
千葉県教育委員会

## 1. はじめに

教科書発行者である大修館が、同社の教科書を採択した複数の学校に対し、教材を無償で提供していた事案が発覚したことを受け、文部科学省が、全ての高等学校用の教科用図書発行者に対して、同様の行為を行った事案がないかどうかについて、内部調査の上、報告を求め、その結果を平成28年7月25日に公表するとともに、該当のあった都道府県教育委員会へ調査を依頼した。

当該調査報告の中に、千葉県内の公立高等学校において、金品その他の利益供与が行われたとされる事案について、教科書発行者「第一学習社」1社から、7校、のべ12事案の該当があったことから、文部科学省からの依頼「高等学校用教科書採択の公正確保のための緊急調査」に基づき、千葉県教育委員会において、関係教科書発行者及び関係高等学校に対して調査を行った。

具体的な調査方法については、まず、文部科学省から調査依頼のあった事案に関する第一学習社に対して、指導書及び教材等のセット（以下、指導書セットという。）が提供された事案の詳細について聞き取りを行った。次に、第一学習社から聞き取った内容に基づいて、各学校に対して当該事実の有無について調査の上、報告を求めるとともに、当該報告の内容について校長及び教科担当の責任者に聞き取りを行った。さらに、第一学習社から聞き取った内容と異なるなど、不明な点があった場合には、再度調査の上、再度報告を求めたり、必要に応じて当該学校に教育委員会の担当者が出向き、実地で調査を行ったりするなど、徹底した調査を実施した。

## 2. 調査結果の全体像

### (1) 事実関係の概要

#### ア 第一学習社からの報告との関係

##### ① 調査結果

無償提供された状況を具に記憶している者は少なく、該当する指導書セットについて学校予算で購入した部数と現に学校で保有している指導書セットの部数との差があった場合には、第一学習社からの報告に基づき無償提供があったと推定した。調査結果の概要は以下のとおり。

- ・無償提供された指導書セットの数量や種目が一致・・・5校、6事案
- ・無償提供の事実は確認されたが数量や種目が不一致・・・2校、5事案

※第一学習社からの報告では1部とされたものが2部であった、第一学習社からの報告と異なる種目に係る資料が提供されていた。

- ・無償提供の事実が確認できなかったもの・・・1校、1事案

## ② 不一致事案への対応

第一学習社からの報告内容は記録に基づいた正確なものではなく、営業担当者の記憶に基づいたものであり、曖昧な部分も含めて最大数として報告がなされたものであったため、県教育委員会の調査との不一致事案については、第一学習社において報告誤りであると判断し、文部科学省に訂正報告を行った。

表 高等学校別事案の詳細

事案	学校	科目	第一学習社 報告	調査 結果	(参考) 定価 ／1部
事案 1	A 高校	コミュニケーション英語 I	<u>1 部</u>	<u>0 部</u>	19,000 円
事案 2		コミュニケーション英語 II	<u>1 部</u>	<u>2 部</u>	20,000 円
事案 3		英語表現 I	1 部	1 部	13,500 円
事案 4	B 高校	古典 A	<u>1 部</u>	<u>0 部</u>	15,000 円
事案 5	C 高校	現代文 B	1 部	1 部	22,000 円
事案 6	D 高校	古典 B	1 部	1 部	22,000 円
事案 7	E 高校	保健体育	3 部	3 部	27,500 円
事案 8	F 高校	コミュニケーション英語 I	2 部	2 部	19,000 円
事案 9		コミュニケーション英語 III	2 部	2 部	20,000 円
事案 10	G 高校	現代文 B	<u>1 部</u>	<u>2 部</u>	22,000 円
事案 11		古典 A	<u>1 部</u>	<u>2 部</u>	15,000 円
事案 12		古典 B (漢文編)	<u>1 部</u>	<u>2 部</u>	13,000 円

\* 太字は第一学習社が当初文科省へ報告した調査結果と一致していない部分

## イ 無償提供された経緯

今回の事案では、該当校、教科書発行者側ともに記録が存在せず、当該者の記憶に基づくものであることから、詳細な経緯を明らかにすることは困難であるが、第一学習社によれば、いずれも、教科書が選定替えとなったタイミングで、教科書の使用を開始する時期（3月又は4月）に、第一学習社の営業担当が営業で使用するものをサービスの一環として提供したとのことであり、無償提供は各学校の教科担当全体に対して行ったもので、特定の教員に対して行ったものではないとのことであった。

また、第一学習社によれば、教員側からの求めに応じて提供したものではなく、営業担当の判断でサービスとして置いてきたとのことであるが、県教育委員会の調査の過程では、一部の事案において、指導書セットの無償提供を求める意図はなかったものの、営業担当とのやり取りの中で教員側から「予算の関係で指導書セットが不足している」といった発言の事実があった事案も確認された。

## ウ 教科書採択への影響

いずれも選定替えの後、教科書の使用を開始する直前に、無償提供があったものであるため、選定替えを行ったことには影響していない。

無償提供後、継続して第一学習社の教科書を選定していた高校もあったが、これらの高校の全ての事案について、教科書選定に係る仕組みを確認するとともに、選定にかかわったすべての関係者からの聞き取りを行ったところ、いずれの事案についても選定作業中に指導書の話は出ておらず、あくまでも生徒の実態を考慮の上、扱われている教材や資料、体裁等の教科書の内容によって継続して選定することを選択し、教科書選定委員会又はそれに準ずる会議での検討を経て、最終的に学校長の責任で選定されており、教科書選定が公正かつ適正に行われていたことを確認した。

#### エ 無償提供された指導書セットの現状

今回の調査で明らかとなった無償提供された指導書セットについては、県教育委員会の調査の過程で、学校側から第一学習社に返却したい旨の申し出があった。このため、県教育委員会が代表して学校側の意向を第一学習社に伝えた。現在、各学校と第一学習社との間で、返却に向けた具体的な日程調整が行われているところである。

### 3. 該当校の「教材等の無償供与」に係る事実関係の詳細

以下に示す事実関係については、すべて、当該校の該当者（現在他校へ異動している職員及び退職者を含む）からの聞き取りを実施した上で、教科書発行者にも確認したものである。従って聞き取りの際の該当者の発言と、教科書発行者が把握している内容を総合したものととなっている。

#### 3-1. 「A高校」

- 種 目：①コミュニケーション英語Ⅰ（事例1）  
②コミュニケーション英語Ⅱ（事例2）  
③英語表現Ⅰ（事例3）

##### (1) 教材等の提供が行われた事実の有無

- ①コミュニケーション英語Ⅰ：無
- ・第一学習社は指導書セットを1部提供したとしているが、学校における購入履歴と照合したところ、購入履歴の中に記載されていない指導書セットは確認できなかった。
- ②コミュニケーション英語Ⅱ：有（指導書セット2部）
- ・当時の教科担当教諭が題材ポスターの見本を見て、2部購入したい旨を営業担当者に申し出た。
  - ・しかし、実際には指導書とセットになった題材ポスターが2部提供され、営業担当者から支払いは必要ないと言われた。なお、提供された題材ポスターは、見本で見たものと全く異なるポスターであり、教材として使用できないものであったため、ポスターも含め指導書セットは使用していないとのことであった。
  - ・学校における購入履歴とも照合したところ、購入履歴の中に記載されていないものが2部確認された。
- ③英語表現Ⅰ：有（指導書セット1部）

- ・学校における購入履歴と照合したところ、購入履歴の中に記載されていないものが1部確認された。
- (2) 高等学校から教材の提供を求めた事実の有無
  - ②コミュニケーション英語Ⅱ：無
    - ・指導書とセットになっている題材ポスターのみを2部購入したい旨の申し出は、あくまでも購入依頼であり供与を求めたものではないとのことであった。
  - ③英語表現Ⅰ：無
    - ・今回の調査において、学校予算で購入したものに加えて、1部余計にあることが判明した。この無償提供されたと思われる指導書セットは学校として必要なものではなく、使用もしていない。学校から供与を求めたことはないとのことであった。
- (3) 教材等の提供について、教科書採択の見返り又は勧誘との認識の有無
  - ②コミュニケーション英語Ⅱ：無
  - ③英語表現Ⅰ：無
    - ・教科書の選定は、教科書の内容が学校の実態に合っているかどうか慎重に検討している。その際、指導書の有無やその内容等については検討材料としていないため、②、③のいずれにおいても、勧誘や見返り等で指導書セットが提供されたという認識はないとのことであった。
- (4) 教材等の提供がこれまでの教科書採択に与えた影響の有無
  - ①コミュニケーション英語Ⅰ：無
  - ②コミュニケーション英語Ⅱ：無
  - ③英語表現Ⅰ：無
    - ・教科書の選定は、各教科書発行者の教科書の内容について複数回の教科会で慎重に比較検討し、教務主任や教務部担当者及び教頭の確認を経て、最終的には校長の決裁で行われている。したがって、選定は公正に行われており、教材等の提供が選定に影響した事実はないことが確認された。
- (5) その他  
特記事項なし

### 3-2. 「B高校」

種目：①古典A（事例4）

- (1) 教材等の提供が行われた事実の有無
  - ①古典A：無
    - ・第一学習社は学校に提供したとしているが、手渡した職員名も場所も不明とのことであった。また、学校側に受け取った記憶のある職員は誰もいない。このため、教育委員会担当者が学校を訪問し、当該教科の職員が常駐する部屋すべてについて現場確認し、現存する指導書の数と学校における購入履歴を調査するなど、職員からの聞き取り以外にも徹底して調査したが、無償提供の事実が認められなかった。
    - ・学校には学校予算で購入した指導書セットが1部あるが、たまに参照する程度の使用頻度である。指導書セットは多くの場合、教科毎に1部購入し、それを担当教員で共有して使用するが、古典Aを担当する教員は2名であり、使用頻度に照らしても、指導書セットが2部も必要となるような環境ではないとのことであった。
- (2) 高等学校から教材の提供を求めた事実の有無
- (3) 教材等の提供について、教科書採択の見返り又は勧誘との認識の有無

- (4) 教材等の提供がこれまでの教科書採択に与えた影響の有無
- (5) その他  
特記事項なし

### 3-3. 「C高校」

種 目：①現代文B（事例5）

- (1) 教材等の提供が行われた事実の有無
  - ①現代文B：有（指導書セット1部）
    - ・平成26年10月ごろ、教科担当教諭は営業担当者から指導書セットを使ってほしいと言われ、教科担当教諭は「指導書は購入するものなのに変なことを言うなあ」と思ったという。指導書セットは平成27年4月ごろ、営業担当者から受け取った。
    - ・学校における購入履歴とも照合したところ、購入履歴の中に記載されていないものが1部確認された。
- (2) 高等学校から教材の提供を求めた事実の有無
  - ①現代文B：無
    - ・指導書セットの購入は原則1科目1部だが、要望すれば学校予算で2部購入することも可能であるため、特に必要とも思わず、供与を求めたことはないとのことであった。
- (3) 教材等の提供について、教科書採択の見返り又は勧誘との認識の有無
  - ①現代文B：無
    - ・教科書の選定は、教科書の内容が学校の実態に合っているかどうか慎重に検討している。その際、指導書の有無やその内容等については検討材料としていないため、勧誘や見返り等で指導書セットが提供されたという認識はないとのことであった。
- (4) 教材等の提供がこれまでの教科書採択に与えた影響の有無
  - ①現代文B：無
    - ・教科書の選定は、各教科書発行者の教科書の内容について複数回の教科会で慎重に比較検討し、教務部の教科書担当者が内容を確認して、最終的には校長の決裁で行われている。したがって、選定は公正に行われており、教材等の提供が選定に影響した事実はないことが確認された。
- (5) その他  
特記事項なし

### 3-4. 「D高校」

種 目：①古典B（事例6）

- (1) 教材等の提供が行われた事実の有無
  - ①古典B：有（指導書セット1部）
    - ・学校における購入履歴を確認したところ、購入履歴の中に記載されていないものが1部確認された。
- (2) 高等学校から教材の提供を求めた事実の有無
  - ①古典B：無
    - ・教科担当教諭によると、指導書が不足しているという意識はなく、提供を求めたことはないとのことであった。指導書セットを受け取ったという者もいなかったが、今回の調査の過程で確認したところ学校予算で購入した1部以外にもう1部あったことが確認された。営業担当者が置いていった状況を覚えている者は誰もいなかった。

(3) 教材等の提供について、教科書採択の見返り又は勧誘との認識の有無

①古典B：無

- ・教科書の選定は、教科書の内容が学校の実態に合っているかどうか慎重に検討している。その際、指導書の有無やその内容等については検討材料としていないため、勧誘や見返り等で指導書セットが提供されたという認識はないとのことであった。

(4) 教材等の提供がこれまでの教科書採択に与えた影響の有無

①古典B：無

- ・教科書の選定は、各教科書発行者の教科書の内容について複数回の教科会で慎重に比較検討した後、運営委員会で内容を確認し、最終的には校長の決裁で行われている。したがって、選定は公正に行われており、教材等の提供が選定に影響した事実はないことが確認された。

(5) その他

特記事項なし

### 3-5. 「E 高校」

種 目：①保健体育（事例7）

(1) 教材等の提供が行われた事実の有無

①保健体育：有（指導書セット3部）

- ・指導書セットを受け取ったという者はいなかったが、学校における購入履歴とも照合したところ、購入したのは2部（27年度・28年度にそれぞれ1部ずつ）であったが、このほかに購入履歴の中に記載されていないものが3部確認された。

(2) 高等学校から教材の提供を求めた事実の有無

①保健体育：無

- ・教科担当教諭によると、提供を求めたことはないとのことであった。
- ・現存している5部の指導書セットの中には、まったく使用した形跡のないものもあったことから、これほど多くの指導書セットが必要な状況にはなく、利益供与を求めたことは考えにくいとのことであった。

(3) 教材等の提供について、教科書採択の見返り又は勧誘との認識の有無

①保健体育：無

- ・教科書の選定は、教科書の内容が学校の実態に合っているかどうか慎重に検討している。その際、指導書の有無やその内容等については検討材料としていないため、勧誘や見返り等で指導書セットが提供されたという認識はないとのことであった。

(4) 教材等の提供がこれまでの教科書採択に与えた影響の有無

①保健体育：無

- ・教科書の選定は、各教科書発行者の教科書の内容について複数回の教科会で慎重に比較検討し、教育課程検討委員会の確認を経て、最終的には校長の決裁で行われている。したがって、選定は公正に行われており、教材等の提供が選定に影響した事実はないことが確認された。

(5) その他

特記事項なし

### 3-6. 「F 高校」

種 目：①コミュニケーション英語Ⅰ（事例8）



②コミュニケーション英語Ⅲ（事例9）

(1) 教材等の提供が行われた事実の有無

①コミュニケーション英語Ⅰ：有（指導書セット2部）

②コミュニケーション英語Ⅲ：有（指導書セット2部）

- ・平成26年の9月ごろ、教科担当教諭は営業担当者と様々なやり取りを行う中で、「予算の関係で指導書セットが不足している」という話をした。その後、平成27年春ごろに、営業担当者がサービスとして持参した指導書セット2部をそれぞれ受け取ったとのことであった。
- ・学校における購入履歴とも照合したところ、①・②ともに購入履歴の中に記載されていないものが2部確認された。

(2) 高等学校から教材の提供を求めた事実の有無

①コミュニケーション英語Ⅰ：無

②コミュニケーション英語Ⅲ：無

- ・平成26年の9月ごろ、教科担当教諭は営業担当者と様々なやり取りを行う中で、「予算の関係で指導書セットが不足している」という話をしたことはあったが、積極的に指導書セットが欲しいと要望したわけではないとのことであった。

(3) 教材等の提供について、教科書採択の見返り又は勧誘との認識の有無

①コミュニケーション英語Ⅰ：無

②コミュニケーション英語Ⅲ：無

- ・教科書の選定は、教科書の内容が学校の実態に合っているかどうか慎重に検討している。その際、指導書の有無やその内容等については検討材料としていないため、①、②のいずれにおいても、勧誘や見返り等で指導書セットが提供されたという認識はないとのことであった。

(4) 教材等の提供がこれまでの教科書採択に与えた影響の有無

①コミュニケーション英語Ⅰ：無

②コミュニケーション英語Ⅲ：無

- ・教科書の選定は、各教科書発行者の教科書の内容について複数回の教科会で慎重に比較検討した後、教務部の教科書担当チームが確認を行い、最終的には校長の決裁で行われている。したがって、選定は公正に行われており、教材等の提供が選定に影響した事実はないことが確認された。

(5) その他

特記事項なし

3-7. 「G高校」

種目：①現代文B（事例10）

②古典A（事例11）

③古典B（事例12）

(1) 教材等の提供が行われた事実の有無

①現代文B：有（指導書セット2部）

②古典A：有（指導書セット2部）

③古典B：有（指導書セット2部）

- ・教科の人数が20人と多く、指導書セットの購入は原則として1科目1部であり、大勢が共有して使っているため、不自由感はあった。そこで、教科担当教諭は営業担当者と様々なやり取りを行う中で、「せめて、電子データのフロッピーが複数あるといい」と言ったことはあるが、指導書セットの提供を要望し

てはないとのことであった。

- ・平成26年度はじめの春休みに、営業担当が指導書セットを科目ごとに紙袋に入れ3袋教科室に持参した。紙袋には2部ずつ入っていたとのことであった。
- ・学校における購入履歴とも照合したところ、購入履歴の中に記載されていないものが①・②・③のいずれも2部確認された。

(2) 高等学校から教材の提供を求めた事実の有無

- ①現代文B：無
- ②古典A：無
- ③古典B：無

- ・教科担当教諭は営業担当者と様々なやり取りを行う中で、「せめて、電子データのフロッピーが複数あるといい」と言ったことはあるが、指導書セットの提供を要望してはないとのことであった。

(3) 教材等の提供について、教科書採択の見返り又は勧誘との認識の有無

- ①現代文B：無
- ②古典A：無
- ③古典B：無

- ・教科書の選定は、教科書の内容が学校の実態に合っているかどうか慎重に検討している。その際、指導書の有無やその内容等については検討材料としていないため、①、②、③のいずれにおいても、勧誘や見返り等で指導書セットが提供されたという認識はないとのことであった。

(4) 教材等の提供がこれまでの教科書採択に与えた影響の有無

- ①現代文B：無
- ②古典A：無
- ③古典B：無

- ・教科書の選定は、各教科書発行者の教科書の内容について複数回の教科会で慎重に比較検討した後、学習指導部の教科書担当係がとりまとめ、管理職の確認を経て、最終的には校長の決裁で行われている。したがって、選定は公正に行われており、教材等の提供が選定に影響した事実はないことが確認された。

(5) その他

特記事項なし

#### 4. 調査結果の総括とそれを踏まえた県教育委員会の対応

教科書については、教科書の著作・編集から検定、採択、供給に至るまでのすべての段階における公正性・透明性の確保に努める必要がある。

今般、ここまで述べてきたように教科書発行者から、教材等の無償提供が発覚し、教科書採択に係る公正性・透明性に対して疑念を生じさせかねない事態が発生した点については極めて遺憾である。また、利害関係の有無にかかわらず、職務上の関係者との金品の授受等、職の信用を失墜し県民の不信・疑惑を招くような行為は厳に慎むべきである。

今回の事案は、教科書発行者側の判断で、サービスとして指導書セットが無償提供されたものだが、教材等は本来購入すべきものであり、たとえ、勧誘や御礼の意図が無かったとしても、学校関係者は、無償提供の働き掛けがあった場合は、それを断り、或いは返品するなどの手段を取るべきであって、それを怠り、校内で使用していたことは、結果として利益供与を受けたことに他ならない。

今後は、教科書採択に関していかなる疑念の目も向けられることのないよう、学校関係者一人一人においても、これまで以上に高い公正性・透明性の確保が求められると考える。

県教育委員会としては、公正かつ適正な教科書採択を進めるため、特に、教科書の著作・編集に参加・協力等した者が採択に関与することがないように引き続き努めるとともに、各学校に対し、教科書発行者からの不当な勧誘や利益供与が疑われる行為があった場合には、速やかに県教委に報告するよう、具体的な取組を進めていく。